

## 長門湯本温泉観光まちづくりデザイン会議設置要綱

### (設置)

第1条 長門湯本温泉観光まちづくり計画（平成28年8月）の具現化を図るため、観光まちづくりの推進に向けた具体的な実施方針をまとめ、長門湯本温泉観光まちづくり推進会議へ提案する、長門湯本温泉観光まちづくりデザイン会議（以下「デザイン会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 デザイン会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光まちづくりの推進に向け、官民が実施する取組のクオリティコントロールに関すること。
- (2) 持続可能な観光地マネジメントに関すること。
- (3) その他長門湯本温泉観光まちづくり計画の具現化のため必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 市長は、次に掲げる者からデザイン会議の委員を選考し、委嘱する

- (1) 長門湯本温泉観光まちづくり事業推進業務の受託者を代表する者
- (2) 長門湯本温泉観光まちづくり事業景観デザインガイドライン策定・設計支援業務の受託者における建築担当技術者及びランドスケープ担当技術者
- (3) 金融その他事業の推進に必要な専門性を有する者
- (4) 地域への強い想いと実行力を持つ者
- (5) その他デザイン会議における検討に必要な者

### (報償)

第4条 委員の報償は、別表のとおりとする。ただし、前条第1号及び第2号に掲げる者については、報償を支給しない。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定めるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(司令塔)

第 6 条 デザイン会議に、司令塔 1 名をおき、第 3 条第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 司令塔は、デザイン会議を総括し、デザイン会議を代表する。

(会議)

第 7 条 デザイン会議は、司令塔が招集する。

2 司令塔は、審議上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 各委員は、審議上必要に応じて、司令塔の了解を得た上で委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の議事進行)

第 8 条 デザイン会議の議事は、司令塔が進行する。

(会議の公開)

第 9 条 デザイン会議は、非公開とする。

2 デザイン会議の議事概要は、遅滞なく長門市ホームページにおいて公開する。ただし、デザイン会議の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第 10 条 デザイン会議の庶務は、成長戦略推進課において処理する。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関して必要な事項は、司令塔がデザイン会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	報 償
長門湯本温泉観光まちづくりデザイン会議委員	日額 5,000 円 (ただし、有識者は 20,000 円)